

貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

税務署
受付印

令和____年____月____日

〒

税務署長 届出者 住 所
氏 名
(電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、
租税特別措置法 第 70 条の 4 第 8 項 第 70 条の 6 第 10 項 の規定を受けている貸付特例適用農地等（令和____年____月____日
届出分）については、同条 第 10 項第 1 号 第 12 項第 1 号 に該当することとなりましたが、同条 第 8 項 第 10 項 の規定の適用を
受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条 第 11 項 第 13 項 の規定により
関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

農地等の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
-------------------------------------	-------------------------

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			m ²	(. . .)
2				(. . .)
3				(. . .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) m ²	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名又は名称		貸付者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間(始期～終期)	
1		m ²	使用貸借・賃貸借 ~ . . .	
2			使用貸借・賃貸借 ~ . . .	
3			使用貸借・賃貸借 ~ . . .	
再借受代替農地等の合計面積			(B) m ²			

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積……(C) _____ m²
 ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細
 (イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)
 (上記(C)の面積 _____ m²) - (上記(A)の面積 _____ m²) + (上記(B)の面積 _____ m²) = (a) _____ m²
 (ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 …………… (b) _____ m²
 (ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合
 (上記(a)の面積 _____ m²) / (上記(b)の面積 _____ m²) = _____ % (≥ 80%)
 (小数点以下切捨)

(添付書類)

・福島復興再生特別措置法第 17 条の 26 の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(裏)
記 載 方 法 等

この変更届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
- 3 「② 再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
 - イ 「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
 - ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
 - ハ 「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
 - ニ 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
 - ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 4 「③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。